

■ 5-4 防火対象物の工事取止届について

昭和 59 年 7 月 12 日
59 消 導 第 73 号
平成 5 年 12 月 27 日
5 消 導 第 164 号

防火対象物の建築、大規模改装又は用途変更を行う場合には、火災予防条例第 66 条の 2 の規定に基づき「防火対象物工事計画届」(以下「計画届」という。)の届出にて消防用設備等を指導しているところである。しかし、この計画届を届出したまま、工事の着手をせず取止めするものがみうけられることから、これら工事取止めする場合の事務処理等は、下記により取扱う。

記

- 1 防火対象物の工事を取止める場合は、「防火対象物の工事取止届」(別添様式、以下「取止届」という。)により届出を指導すること。
- 2 取止届の事務処理は、消防署予防課で行うものとし、当該取止届により計画届の完結処理をすること。
- 3 予防部規制課より、名古屋市建築基準法施行条例第 9 条の規定による工事取止届の事務処理済の情報(消防局連絡リストに記載又は工事取止届の写し)が送付された場合は、取止届を要しないものとし、当該情報により計画届の完結処理ができるものとする。

別 添

防火対象物の工事取止届

年 月 日					
名古屋市 消防署長 様					
届出者 電話 () 番 住 所					
氏 名					
下記のとおり防火対象物の工事を取り止めたから届け出ます。 記					
建 築 場 所		名古屋市 区 町・通 丁目 番地			
主 要 用 途					
工 事 種 別		新 築 ・ 増 築 ・ 改 築 ・ 移 転 ・ 修 繕 ・ 模 様 替 え ・ 用 途 変 更			
取 止 期 日		年 月 日			
届 出 内 容			取 止 部 分	取止以外の部分	計
	敷 地 面 積		m ²	m ²	m ²
	建 築 面 積		m ²	m ²	m ²
	延 べ 面 積		m ²	m ²	m ²
取 止 理 由					
※ 同 意		年 月 日 第 号			
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 ※印の欄は、記入しないこと。